

相続の放棄をする場合の留意点 ～設例で検証する相続税の取扱い～ その4

相続の放棄をする場合の留意点についてのシリーズ解説は、今回が最後です。今回は相続の放棄があった場合の相続税の取扱いについて設例でデメリットなどを検証することとします。

1. 生命保険金の非課税規定と相続税の2割加算

① 相続税額の2割加算

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。

② 生命保険金の非課税規定

死亡保険金の受取人が相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。）である場合、すべての相続人が受け取った保険金の合計額のうち、「500万円×法定相続人の数」の金額までは非課税とされています。

なお、被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等についても同様の取扱いとなっています。

代襲相続人が相続の放棄をした場合、相続人ではなくなることから、生命保険金の非課税規定の適用を受けることができません。また、相続の放棄によって代襲相続人ではなくなることから「相続税の2割加算」の対象者にもなりません。

配偶者が相続の放棄をした場合も、相続人ではないことから生命保険金の非課税規定の適用を受けることはできません。しかし、相続の放棄があっても配偶者は、配偶者の税額軽減の規定の適用を受けることができます。また、配偶者は、相続の放棄があっても配偶者であることに変わりないので、相続税額の2割加算の対象者に該当しません。

以上のことから、死亡保険金などを相続の放棄した者が受取っている場合には、相続税の負担が増加することに留意し、相続の放棄について慎重に判断しなければなりません。

【相続税の計算】

(単位：万円)

	相続の放棄があった場合			相続の放棄がなかった場合		
	妻	長男	乙	妻	長男	乙
財産	—	10,000	—	—	10,000	—
生命保険金	5,000	—	1,000	5,000	—	1,000
同上非課税金額	—	—	—	△1,250	—	△250
課税価格	5,000	10,000	1,000	3,750	10,000	750
相続税の総額	1,720			1,396		
各人の算出税額	538	1,075	107	361	963	72
相続税額の2割加算	—	—	21	—	—	14
配偶者の税額軽減	△538	—	—	△361	—	—
納付税額	0	1,075	128	0	963	86

2. 相続時精算課税適用者による相続の放棄

相続人が相続時精算課税を選択していても相続の放棄をすることはできます。ただし、相続の放棄をしても、相続時精算課税適用財産は相続税の課税対象となることに変わりはありません。

【設例】

父は令和3年2月に死亡し、明らかに債務超過であることから相続人である長男と長女は相続の放棄をした。なお、長男及び長女は令和2年4月に父から相続時精算課税によってそれぞれ2,500万円ずつ贈与を受けている。

● 相続税の計算

5,000万円－(3,000万円+600万円×2人)＝800万円(課税遺産総額) ⇒ 相続税80万円

以上のように相続時精算課税の適用を受けていた長男及び長女は、相続の放棄があっても相続税の申告と納税が必要となります。

なお、相続開始が近い時期に行われた多額の贈与であることから、債権者を害することを知っていた行為として、詐害行為取消権(民法424条)によって贈与を取り消されるリスクがあることに注意が必要です。(文責：山本和義)